

食品安全委員会第921回会合議事録

1. 日時 令和5年11月21日（火） 14：00～14：05

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・プリオン「スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

(2) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、重元総務課長、紀平評価第一課長、前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、今井評価情報分析官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1 プリオンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について<スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓>

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第921回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第921回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○重元総務課長 資料の確認をいたします。本日の資料は1点、「プリオンに係る食品健康影響評価に関する審議結果」ということで、スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に関する資料でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○重元総務課長 御報告いたします。

事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○前間評価第二課長 承知しました。

それでは、お手元の資料に基づきまして御説明いたします。

スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る評価書の2ページを御覧ください。審議の経緯となっております。本件については、プリオン専門調査会で取りまとめを行い、10月17日の第917回「食品安全委員会」で御報告した後、翌10月18日から11月16日までの間、国民からの意見・情報の募集を行ったところです。

それでは、諮問内容とプリオン専門調査会としての評価結果を御説明します。評価書の11ページを御覧ください。諮問内容でございますが、スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓の輸入条件に関し、「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合のリスク」の評価になってございます。

続きまして、34ページ、IV. 食品健康影響評価のページを御覧ください。

具体的には次のページ、35ページの4. 評価結果でございます。諮問事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関し、スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢制限を「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できるとの評価結果が示されております。

続きまして、資料の最後から2ページ目に当たります参考を御覧ください。国民からの意見・情報の募集の結果、1通の御意見を頂戴しております。内容は、牛肉を食べないようにしていれば、牛のゲップによる地球温暖化が避けられたのではないかといった御意見でございました。

こちらに対する回答といたしましては、頂いた御意見については、今般のリスク評価の内容に関するものではなく、地球温暖化防止対策に関連した政策全般に係るご提案と考えられますので、関係府省にお伝えいたしますといたしております。

本評価書について、よろしければ、記載内容を変更することなく、本日付で厚生労働省に通知したいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

それでは、本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち諮問事項の「国際的な基準を踏まえて更に月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関し、スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢制限を「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（2）その他

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○重元総務課長 特にございません。以上でございます。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、11月28日火曜日14時から開催を予定しております。

また、24日金曜日 9時半から「有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ」が、14時から「農薬第五専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第921回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。